

大阪府建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づく届出
自動ドア事故(平成20年度届出分)

平成20年度報告分

NO.	報告種別	記述項目	内容
9	第1報 (速報)	発生日時	平成21年2月28日(土)／18:00頃
		発生場所	枚方市
		建築物用途	病院
		事故の状況	自動ドアに衝突した
	被害者の概要	20～64歳(1名) 顔と肩と足を打撲(入院を要さない程度)	
	第2報 (詳報)	事故の原因	自動ドアが開く前に急いで入ろうとしたため衝突
	再発防止策	自動ドアセンサーの検知範囲を最大に変更	
8	第1報 (速報)	発生日時	平成21年2月11日(水)／12:56頃
		発生場所	堺市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	自動ドアに手を付いていたため、戸袋との間に手首を挟まれる。
	被害者の概要	5歳以下(1名) 手に腫れ(入院を要さない程度)	
	第2報 (詳報)	事故の原因	自動ドアに手を付いていたため
	再発防止策	特になし(注意喚起シール貼付済みのため)	
7	第1報 (速報)	発生日時	平成20年10月24日(金)／18:00頃
		発生場所	交野市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	自動ドアのすき間に手を挟まれる
	被害者の概要	5歳以下(1名) 手を負傷(入院を要さない程度)	
	第2報 (詳報)	事故の原因	幼児が自動ドアの開閉で遊んでいた際に、ドアのすき間に手を挟まれた
	再発防止策	注意喚起の掲示及び自動ドアの奥に入れないようにゴミ箱を設置	
6	第1報 (速報)	発生日時	平成20年10月5日(日)／9:15頃
		発生場所	富田林市
		建築物用途	文化施設
		事故の状況	自動扉通過時に、開いた扉の隙間に指を挟んだ
	被害者の概要	20～64歳以下(1名) 左手中指負傷(入院を要さない程度)	
	第2報 (詳報)	事故の原因	自動扉通過時に開いた扉の隙間に左手中指を挟んだ
	再発防止策	注意喚起の掲示を増設	
5	第1報 (速報)	発生日時	平成20年9月20日(土)／18:55頃
		発生場所	茨木市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	自動ドア横のガラスに手をついていたところ、自動ドアが開いた際に隙間に左腕を挟まれた
	被害者の概要	0～5歳以下(1名) 腕の打撲(入院を要さない程度)	
	第2報 (詳報)	事故の原因	自動ドア横のガラスに手をついていたところ、自動ドアが開いた際に隙間に腕を挟まれた
	再発防止策	書籍ラックを設置しガラス前に立てないようにした	
4	第1報 (速報)	発生日時	平成20年8月19日(火)／11:50頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	自動ドアに手をそえていたところ、開くドアと一緒に戸袋に肘まで引き込まれた
	被害者の概要	6～12歳以下(1名) 負傷なし(入院を要さない程度)	
	第2報 (詳報)	事故の原因	扉が開く為に動いていたにもかかわらず、手を離さなかったため
	再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の目線の高さに注意喚起表示の貼り付けを追加 ・警備員の巡回回数を増やす 	

3	第1報 (速報)	発生日時	平成20年6月24日(火)／14:05頃
		発生場所	大阪狭山市
		建築物用途	物販店
		事故の状況	店内から出ようとした際に自動ドアに衝突
	被害者の概要	20～64歳以下(1名) 腰・腕の打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	下を向いていて、ドアが開ききる前に直進し、頭から衝突した	
	再発防止策	特になし	
2	第1報 (速報)	発生日時	平成20年6月22日(日)／15:50頃
		発生場所	茨木市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	自動ドア横のガラスに手をついていたところ、自動ドアが開いた際に隙間に手を挟まれた
	被害者の概要	5歳以下(1名) 左手打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	自動ドア横のガラスに手をついていたところ、自動ドアが開いた際に隙間に手を挟まれた	
	再発防止策	注意喚起ステッカーの貼付、注意喚起放送の実施	
1	第1報 (速報)	発生日時	平成20年5月7日(火)／11:30頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	百貨店
		事故の状況	後部の方が店内に入ろうとした際に、自動ドアが閉まり、頭部を挟まれた
	被害者の概要	65歳以上(1名) 頭部打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	後部の人を探知するセンサーが反応する前に頭部が進入した為(腰が曲がっていた)	
	再発防止策	自動ドア上部にセンサーを増設	